

産業廃棄物の処理を委託する排出事業者の皆様へ

H30.10月から実地確認の規定が強化されました！！

委託時の排出事業者責任

② 排出事業者の責任を怠り、委託先による不適正処理がされた場合には、排出事業者も措置命令の対象となるおそれがあります。

委託契約

+

マニフェスト管理

+

実地確認

⇒

不適正処理を未然に防ぐ！

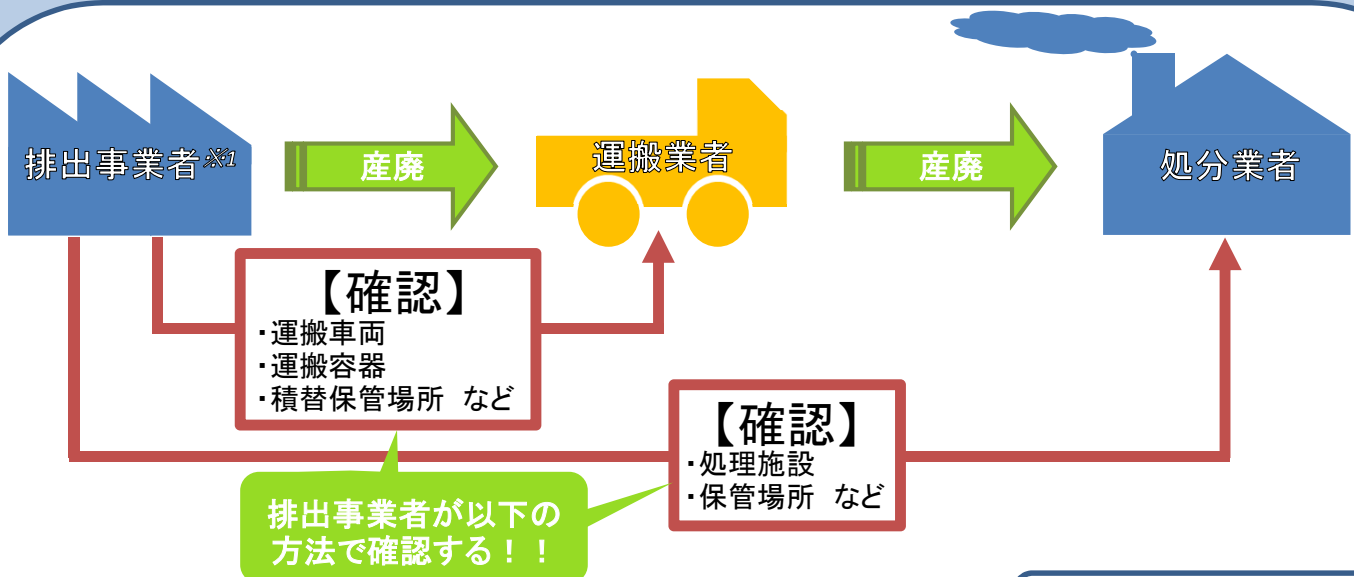
条例改正により**勧告・公表**の規定が追加

- ・不適正処理を未然に防ぐためには、書面による手続きに加え、排出事業者の目で委託先の実地確認を行う必要があります。
- ・実地確認を怠った者に対する勧告・公表の規定が、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に追加※されました。

※廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月27日公布、平成30年10月1日施行）による。

【確認すべき事項】

- 運搬又は処分を委託しようとするとき：処理する能力を備えていることを確認
- 運搬又は処分を委託した後：処理の状況を確認（1年に1回以上）



確認方法

- 自ら実地で調査する
- 代理人※2に実地に調査させる
- その他の方法※3（JESCO、優良認定業者への委託のみ）

確認した事項を記録した書類を5年間保存

万一、不適正処理を知った場合は知事に届出

※1 廃棄物を中間処理した後に、次の中間処理又は最終処分のために運搬又は処分を委託しようとする中間処理業者も排出事業者となります。
※2 排出事業者の関係会社、排出事業者が構成員である同業者団体、産業廃棄物の適正処理を行うための知識・技能を有すると認められる者。
※3 委託先の運搬又は処分業者がホームページ等で公表している情報を収集することや、当該業者への聞き取りにより、間接的に確認する方法。

主な確認ポイント

不適正処理を未然に防ぐために、
実地確認を確実にいきましょう！

① 運搬業者

② 運搬業者（積替保管有のみ）

③ 処分業者

【保管場所の状況】②③

- ・掲示板が設置されているか。
- ・未処理廃棄物が過剰に保管されていないか。
- ・保管状態は適切か。 など

【処理施設の状況】③

- ・施設は許可証どおりか。
- ・委託廃棄物の性状にあった処理がされているか。
- ・廃棄物の飛散、流出等防止対策が図られているか。
- ・施設は適正に維持管理されているか。 など

【書類等の状況】②③

- ・許可証の期限が切れていないか。
- ・委託契約書、マニフェスト、帳簿が適切に保管されているか。 など

【運搬施設の状況】②

- ・運搬車両、容器は適切なものか。
- ・悪臭、騒音又は振動を防ぐための必要な措置が講じられているか。
- ・適切な車両表示があるか。 など

【事業場の状況】②③

- ・囲いが設置されているか。
- ・掲示板が設置されているか。
- ・清掃が行き届いているか。 など

確認内容の詳細は「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条に関するガイドライン」をご参照ください。
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/278568.pdf>)

お問合せ先

窓 口	所在地等	所 管
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 電話：0532-35-6114	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 電話：0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 電話：052-961-8340	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、日進市、清須市 北名古屋市、長久手市、東郷町 豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 電話：0567-24-2132	津島市、愛西市、弥富市、あま市 大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 電話：0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町 美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 電話：0564-27-2878	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市 知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 電話：0565-32-7494	みよし市

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、それぞれの市の産業廃棄物担当課にお問合せください。（市条例で規定がある場合は、そちらの規定が適用されます。）

このリーフレットに
関するお問合せ

愛知県 環境部 資源循環推進課 廃棄物監視指導室 監視グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話：052-954-6238 <http://pref.aichi.jp/kankyo/>

平成30年
10月改訂